

平成30年10月16日  
(一社)長崎県観光連盟

〈仮称〉「長崎しま旅わくわく乗船券」プロモーション  
業務に係る質問に対する回答

【質問1】著作権について、タレント・モデル等著名人を起用する場合、3月16日(土)以降の使用については別途契約になりますが、よろしいですか？

(回答) 別途契約で構いません。

【質問2】ポスター50部について、納品先を教えてください。

(回答) 長崎県観光連盟に全て納品して下さい。

【質問3】別途予算で新聞掲載されるということですが、新聞社名、エリアを教えてください

(回答) 発売日前に、福岡県、長崎県を対象に、西日本新聞、長崎新聞での告知を予定。ただし、今後変更になる場合もあり。

【質問4】別途予算でWEBページ制作中ということですが、サイトマップ、コンテンツを教えてください。

(回答) WEBサイトは現在制作中ではありますが、長崎しま旅わくわく乗船券の概要、市町ごとに観光体験メニューの内容(料金・事業者連絡先等)、船会社の連絡先等を掲載することとしています。

【質問5】体験クーポンについて、現在わかっている範囲内で体験事業者とその内容を教えてください。

(回答) 10月12日開催の説明会において資料配布済み

【質問6】わくわく乗車券の体験クーポンに使用期限はありますか？あるのであれば、その期限はいつまでですか？

(回答) 体験クーポンの使用期限は購入日より7日間です。